

滋賀県障害者プラン【改定版】

～障害のある人もない人も全ての人に「居場所と出番」がある共生社会をめざして～

基本的事項

◆計画の位置付け

- ・ 障害者基本法に基づく障害者計画として、本県の障害者施策の基本的方向を示す計画
- ・ 障害者総合支援法に基づく障害福祉計画として、障害福祉サービスの提供体制の確保等のための個別施策の方向性や達成すべき目標等を定める計画
- ・ 児童福祉法に基づく障害児福祉計画として、障害児通所支援等の提供体制の確保等のための個別施策の方向性や達成すべき目標等を定める計画

◆計画期間

平成27～32年度の6年間（ただし、「重点施策」および「障害福祉計画および障害児福祉計画」は平成30～32年度の3年間）

基本理念と基本目標

◆基本理念

“県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
～みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる～”

障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合う中で、働く意欲のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮するなど、すべての人がその有する力を最大限に発揮することで、生き生きと活躍し、居場所と出番を実感できる共生社会の実現を目指す。

<2つの起点>

- ア 「ひと」：既存の制度を前提とした発想ではなく、実際に支援を必要としている人、支援を担う人を起点に考え、障害のある人が望む生活を自ら選び決定できるよう、その人のニーズや能力に合った支援を行うための施策を進める。
- イ 「まち」：障害のある人への福祉、支援という発想だけでなく、高齢者や子どもなど様々な人が共に暮らす「まち」づくりを起点に考え、施策を進める。

◆基本目標

“地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現”

<5つの視点>

- ア 「その人らしく」：障害のある人の自己選択、自己決定のもと自立した生活を実現
- イ 「いつでも」：重度や要医療の障害があっても安心して暮らせる地域生活を実現
- ウ 「だれでも」：制度の谷間のない支援、障害理解の推進
- エ 「どこでも」：ニーズに即した先進的な取組を全県的に推進
- オ 「みんなで取り組む」：自助・共助・公助の力を合わせ、県民みんなが協働し自立生活を実現

重点施策

平成30年度からの3年間、次の10項目について重点的に取り組みます

1. 発達障害のある人への支援の充実

- ア 関係機関の連携による切れ目のない支援の強化
- イ 発達障害についての理解の促進および身近な地域の理解者、支援者の養成
- ウ 学齢後期から成人期における発達障害のある人への支援の充実とスキルの向上

2. 障害のある人への就労支援の促進

- ア 企業で障害のある人が「働く」ことについての理解促進
- イ 障害のある人が安心して働き続けられる多様な場における雇用の拡大
- ウ 福祉施設利用者などの一般就労への移行促進
- エ 就労支援を行う職員の意識および支援技術の向上
- オ 就労の実現に向けた教育の推進
- カ 働き・暮らし応援センターをはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実

3. 本人のニーズに合った専門的な支援の充実

- ア 重症心身障害児者・医療的ケア児（者）への支援の充実
- イ 強度行動障害者への支援の充実
- ウ 高齢障害者への支援の充実

4. 精神障害のある人への支援の充実

- ア 安心して地域で生活するための支援の充実
- イ 多様な精神疾患等に対応できる連携体制の構築

5. インクルーシブ教育の推進

- ア 社会的・職業的自立の実現
- イ 発達段階に応じた指導の充実
- ウ 教員の指導力や専門性の向上
- エ 教育環境の充実
- オ 教育における連携（役割分担）の推進
- カ 適切な就学相談の推進

6. 障害のある子どもへの支援の充実

- ア ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化
- イ 障害のある子どもが利用する事業所等における支援の質の向上
- ウ 重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援体制の強化
- エ 医療的ケア児の通学に係る保護者の負担軽減の実証研究
- オ 障害児入所施設におけるより家庭に近い暮らしの提供など機能の充実

7. 相談機能の充実および地域包括ケアシステムの構築

- ア 相談機能の充実
- イ 地域包括ケアシステムの構築

8. 障害のある人のスポーツ、文化・芸術活動の推進

- (1) スポーツ
 - ア 障害者スポーツの普及・選手の拡大
 - イ 障害のある人の参加機会の拡大
- (2) 文化・芸術活動
 - ア 障害のある人の文化芸術活動の推進
 - イ 造形活動を支える仕組みづくり
 - ウ 表現活動の場の拡大、発信
 - エ 新生美術館の整備
 - オ 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした文化芸術活動による国際交流の推進

9. 意思疎通支援の充実および情報アクセシビリティの向上【新】

- ア 日常生活や社会生活における支援等の充実
- イ 災害時における支援等の充実

10. 「誰一人取り残さない」共生社会づくりに向けた取組【新】

- ア 共生社会づくりを目指すための取組の推進
- イ 障害者差別の解消と障害者理解の促進
- ウ 障害者虐待の防止に向けた取組の促進
- エ 防災対策

主要施策の方向

基本目標の実現に向け、各分野において主要施策の方向性を示します

1. とともに暮らす

障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、住まいの場の確保や障害の特性に応じたサービスの充実に努めます。また、相談支援体制の充実や福祉、保健・医療、教育、労働などの各分野の連携を図り、必要な支援を谷間なく届けることができるよう一層取り組みます。

主な施策

- ア 地域における住まいの場の確保
- イ 入所施設から地域生活への移行と地域で生活し続けるための支援
- ウ 入所施設や住まいの場における障害の特性に応じたサービスの充実
- エ 生涯を通じ一貫した支援体制の構築

主な数値目標

公営住宅の建替等によるバリアフリー化実施率 ⇒ 100% (H32年度)

2. とともに学ぶ

障害のある子どもが、必要な支援のもと障害の特性に応じた教育を受けることができるよう教育環境や相談支援体制の充実に努めます。また「インクルーシブ教育システム」の構築に向けて、可能な限り、障害のある子どもが障害のない子どもとともに教育を受けられるよう配慮します。また、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行います。

主な施策

- ア 教育環境の充実
- イ 障害のある児童生徒への教育、相談・支援体制の充実
- ウ 学校や地域における交流や学習の推進

主な数値目標

個別の教育支援計画を作成している児童生徒の割合	小学校	⇒	80% (H30年度)
	中学校	⇒	80% (H30年度)
	高等学校	⇒	50% (H30年度)

3. とともに働く

障害のある人の「働きたい」という思いに応えることができるよう、企業等への就労支援や福祉的な就労の場の確保を図るとともに、働くことを通じて地域生活の経済的な基盤が得られるよう、就労収入の向上を目指します。こうした取組を進めるため、教育・福祉・労働の連携を進めます。

主な施策

- ア 企業で働く人や働きたい人への支援
- イ 企業や事業所への障害者雇用についての理解の促進
- ウ 企業で働くことが困難な人への支援
- エ 企業、労働、福祉、教育、医療の連携強化

主な数値目標

法定雇用率達成企業割合
⇒ 65% (H32年度)

4. とともに活動する

スポーツや芸術活動の推進、障害者福祉センター等の運営を通じた余暇活動の充実、本人活動や地域における交流活動の支援などにより、障害のある人の自己実現と社会参加の促進を図ります。

主な施策

- ア 障害のある人のスポーツの推進
- イ 障害のある人の文化芸術活動の推進
- ウ 地域における余暇活動の支援
- エ 社会参加の促進
- オ 障害のある人の本人活動や交流への支援

主な数値目標

障害者アート公募展への応募者数
⇒ 380人 (H32年度)

※H28年度実績 343人 改定前目標 290人を上方修正

5. 共生のまちづくり

誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて、障害者理解の促進や福祉のまちづくりの推進を図ります。また、障害者差別解消法や障害者虐待防止法による取組を強化するとともに、障害のある人が安全な地域生活を送れるよう、防災・防犯対策の推進に努めます。

主な施策

- ア 障害者理解の促進
- イ 差別の解消および権利擁護の推進
- ウ 「公私協働による福祉しが」の実践による福祉サービスの向上
- エ 意思疎通支援や情報アクセシビリティの充実
- オ 福祉のまちづくりの推進
- カ 保健・医療サービスの充実
- キ 防災・防犯体制の充実
- ク 難病患者に関するサービスや制度の推進

主な数値目標

駅のバリアフリー化率（乗客1日3,000人以上）
⇒ 100% (H32年度)

障害福祉計画および障害児福祉計画

障害者総合支援法第89条に基づく障害福祉計画として、また児童福祉法第33条の22に基づく障害児福祉計画として、平成32年度における成果目標をはじめ、障害福祉サービスの提供体制の確保等について定めます。

【新】は平成30年3月の改定で新たに盛り込んだ項目

1. 障害のある人が望む地域生活を実現するための施策

目 標

項 目	平成32年度目標
①福祉施設入所者のうち、地域生活に移行する者の人数	45人 (H30年度～H32年度の累積) ※市町における目標人数の総数
②県外福祉施設入所者のうち、県内での生活を実現する者の人数【県独自項目】	14人 (H30年度～H32年度の累積) ※市町における目標人数の総数
③県内障害者支援施設における入所定員数(県立施設を除く)	県外施設入所者や在宅生活困難者の受入れを行えるよう、定員数を維持

関連施策

- ア 重症心身障害児者・医療的ケア児（者）への支援の充実
- イ 強度行動障害者への支援の充実
- ウ 高齢障害者への支援の充実
- エ 相談機能の充実
- オ 支援者等の人材育成や資質の向上
- カ 地域生活への移行の促進

2. 精神障害のある人が望む地域生活を実現するための施策

目 標

項 目	平成32年度目標
①滋賀の精神保健医療福祉チームによる圏域推進チーム会議の設置【新】	7福祉圏域全てに設置
②全ての市町ごとに、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置【新】	19市町全てに設置
③精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数【新】	794人
④精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数【新】	349人
⑤入院後3か月時点の退院率	69%以上
⑥入院後6か月時点の退院率【新】	84%以上
⑦入院後1年時点の退院率	90%以上

関連施策

- ア 精神障害に対する正しい理解の促進
- イ 安心して地域で生活するための支援の充実
- ウ 相談支援体制の充実
- エ 精神科医療の充実

3. 発達障害のある人の支援を充実するための施策【新】

指標

項目	平成32年度の見込み数
①滋賀県発達障害者支援地域協議会の開催回数【新】	年間3回
②発達障害者支援センターの相談件数【新】	860件
③発達障害者支援センターおよび認証発達障害者ケアマネジメント支援事業による関係機関へのコンサルテーション件数【新】	1.発達障害者支援センターによるコンサルテーション:450件 2.認証発達障害者ケアマネジメント支援事業による福祉圏域関係機関へのコンサルテーション:2,000件
④発達障害者支援センターおよび認証発達障害者ケアマネジメント支援事業による外部機関や地域住民への研修、啓発回数【新】	1.発達障害者支援センターによる研修、啓発回数:130回 2.認証発達障害者ケアマネジメント支援事業による研修、啓発回数:14回

関連施策

- ア 滋賀県発達障害者支援地域協議会による情報共有と連携の強化
- イ 早期発見、早期支援の推進
- ウ 学齢後期から成人期における発達障害のある人への支援の充実
- エ 福祉圏域における支援体制の充実
- オ 発達障害者支援センターによる支援
- カ 発達障害のある人に対する医療的支援の充実

4. 障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくり

目標

項目	平成32年度目標
地域生活支援拠点等の整備	各市町または各福祉圏域に少なくとも1つ設置

関連施策

- ア 地域生活支援拠点等の整備促進
- イ 相談支援体制の充実
- ウ 滋賀県障害者自立支援協議会によるネットワークの強化

5. 障害のある人の働きたいという思いを実現するための施策

目 標

項 目	平成32年度目標
①福祉施設利用者のうち、一般就労に移行する者の数	203人
②就労移行支援事業の利用者数	496人 ※市町のサービス見込量 (平成32年度)の総数
③就労移行支援事業所ごとの就労移行率	就労移行率3割以上の事業所を全体の4割以上
④全就労移行支援事業所の就労移行率【県独自項目】	全就労移行支援事業所において、1人以上の一般就労を実現させるとともに、全体の移行率を20%以上にする
⑤就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率【新】	8割以上

指 標

項 目	平成32年度の見込み数
①就労移行支援事業および就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労へ移行する者の数	180人
②福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職業訓練の受講者数【新】	5人
③福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数【新】	158人
④福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数【新】	119人
⑤公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数【新】	66人

関連施策

- ア 地域社会での障害のある人の「働く」を促進
- イ 福祉施設利用者などの一般就労等への移行促進
- ウ 教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実
- エ 発達障害、高次脳機能障害のある人や難病患者に対する就労支援
- オ 就労収入の向上

6. 障害児支援の提供体制の整備等を促進するための施策

目 標

項 目	平成32年度目標
①児童発達支援センターの設置【新】	各市町または各福祉圏域に少なくとも1カ所以上設置
②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築【新】	全ての市町において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保【新】	各市町または各福祉圏域に少なくとも1カ所以上確保
④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置【新】	各市町または各福祉圏域に少なくとも一つ設置

関連施策

- ア 地域支援体制の整備
- イ 早期発見・早期支援の推進
- ウ 子ども・子育て支援等の充実
- エ 教育機関との連携
- オ 医療的ケアが必要な子どもに対する支援体制の整備

7. 人材の確保および資質の向上のための施策

障害福祉サービス等が円滑に実施されるよう、サービスを提供する人材の確保と資質の向上を図ります。

関連施策

- ア サービスの提供に関わる従事者への研修を通じた実践者の育成
- イ 滋賀県介護・福祉人材センターによる人材の確保、育成、定着の一体的な推進
- ウ リハビリテーション提供体制充実のための専門職員の確保・育成
- エ 障害者虐待を防止するための施設従事者や市町関係者の人材育成と資質向上

8. 障害福祉サービス等の見込量

滋賀県県全体の必要な障害福祉サービス等の見込量

○訪問系サービス

種 類	平成30年度 見込量	平成31年度 見込量	平成32年度 見込量
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	70,863時間	74,916時間	79,269時間
	4,019人	4,228人	4,453人

○日中活動系サービス

種 類	平成30年度 見込量	平成31年度 見込量	平成32年度 見込量
生活介護	57,050人日分	59,018人日分	60,893人日分
	3,051人	3,153人	3,256人
自立訓練(機能訓練)	650人日分	726人日分	770人日分
	42人	46人	49人
自立訓練(生活訓練)	3,083人日分	3,327人日分	3,373人日分
	248人	266人	271人
就労移行支援	5,723人日分	6,336人日分	7,115人日分
	413人	451人	496人
就労継続支援(A型)	9,672人日分	10,263人日分	11,037人日分
	544人	585人	640人
就労継続支援(B型)	54,011人日分	55,898人日分	57,817人日分
	3,039人	3,144人	3,249人
就労定着支援	25人	42人	57人
療養介護	298人	309人	320人
短期入所(福祉型)	4,212人日分	4,518人日分	4,883人日分
	917人	976人	1,039人
短期入所(医療型)	681人日分	708人日分	756人日分
	142人	147人	160人

○居住系サービス

種 類	平成30年度 見込量	平成31年度 見込量	平成32年度 見込量
自立生活援助	19人	37人	53人
共同生活援助	1,311人	1,385人	1,477人
施設入所支援	960人	963人	962人

○相談支援

種 類	平成30年度 見込量	平成31年度 見込量	平成32年度 見込量
計画相談支援	5,079人	5,317人	5,560人
地域移行支援	26人	29人	36人
地域定着支援	21人	24人	29人

○障害児通所支援

種 類	平成30年度 見込量	平成31年度 見込量	平成32年度 見込量
児童発達支援	5,457人日分	5,818人日分	6,188人日分
	1,277人	1,367人	1,467人
医療型児童発達支援	311人日分	327人日分	368人日分
	42人	44人	47人
放課後等デイサービス	22,084人日分	24,768人日分	27,645人日分
	2,102人	2,356人	2,625人
保育所等訪問支援	266人日分	294人日分	328人日分
	213人	220人	236人
居宅訪問型児童発達支援	67人日分	86人日分	142人日分
	20人	24人	35人

○障害児入所支援

種 類	平成30年度 見込量	平成31年度 見込量	平成32年度 見込量
福祉型障害児入所施設	110人	110人	110人
医療型障害児入所施設	25人	25人	25人

○障害児相談支援

種 類	平成30年度 見込量	平成31年度 見込量	平成32年度 見込量
障害児相談支援	2,099人	2,303人	2,489人

平成30年（2018年）3月

滋賀県